

# 埼玉三二情報

令和2年8月25日  
公益社団法人  
埼玉県柔道整復師会  
(総務部)

新型コロナウイルス感染症の国の支援における助成金制度は【持続化給付金】(申請期間令和2年5月1日から令和3年1月15日)また、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金【家賃支援給付金】が7月14日(火)より、申請受付を開始しました。(申請の期間は2020年7月14日から2021年1月15日まで)詳細はポータルサイトをご確認下さい。<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

- ※1 個人で申請する場合、分からないことがありましたら事務局までご相談下さい。
- ※2 本会顧問税理士に委託する場合は費用として30,000円+(消費税)となります。

**総務部 令和2年9月26日(土)臨時総会開催**:当日は新型コロナウイルス感染者数増により、会員皆様には「議決権行使」にて協力を頂き小規模(役員・事務局)の方法で開催いたします。議案については定款一部変更を上程いたします。参考資料等「議案、議決権行使(ハガキ)」は総会運営規則に基づき送付いたします。

## ○令和2年6月26日(金)第3回理事会

### 第1号議案 令和3年度定時総会承認の件について

令和3年5月16日(日)本会会館にて開催することで承認可決。

### 第2号議案 組織改革承認の件について

2021年に向け内部検討を進める上で

- ・定款第5章役員の設置第20条の1項理事の定数を(7名以上11名以内)変更していくことで承認可決。
- ・定款第13条2項(1)に基づき9月26日に臨時総会を開催していくことで承認可決。
- ・定款第18条第1項に基づき臨時総会は書面決議としていくことで承認可決。

## ○令和2年8月7日(金)第1回支部長会

臨時総会の開催目的について報告。

令和3年度支部運営について協議。

## 保険部 令和2年6月1日療養費改定に伴う一部改正について

**初検時相談支援料(50円⇒100円)の取扱いについて**:初検時相談支援料については、初検料を算定した際に初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明した場合に算定できること。

具体的には①日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等)

②患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画等)

### ※①②については施術録に簡潔に記載すること。

③受領委任の取扱いについて説明(対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証の交付義務、申請書への署名の趣旨等)

### ※③については説明した旨を記載すること。

④その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援とする。このような下線部が変更となりましたので記載例を示します。

### 記載例(施術録下部に簡潔に記載、印字可)

- ①入浴方法の指導、歩行荷重負荷の指導。就労についての指導。運動実施の指導。
- ②施術の方法、施術計画について説明した。

③受領委任の取扱いについて説明した。

### 負傷原因欄について

○記載方法については、何ら変更はありません。

①業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。

②3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合には、全ての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載すること。

但し第三者行為による健康保険を使用する場合には「交通事故」、「その他の事故」であるかを記載。

### 療養費支給申請書

生年月日	負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為以外の原因による
1明2大	第三者行為(交通事故 or その他の事故)
3昭4平 年 月 日	

第三者行為による負傷原因を記載する場合は二重線で削除していただき「第三者行為(交通事故)あるいは第三者行為(その他の事故)」と記載。

**○同居家族・従業員等の請求について** 最近家族(祖父母・配偶者、兄妹、子供、孫)、従業員等の自家診療の事例が数件見られると審査会から指摘されております。禁止事項ではないが、健康保険を取り扱う立場にあり、モラルとして謹んでいただきたいと思います。一部負担金を徴収しない、濃厚、長期、多部位の傾向が見られ、中には家族全員が施術を受け部位転がしをしているものも見受けられております。また、これらから不正請求が数件発覚し全額返還した事例があり本人は自主退会をしております。

### ○施術録の重要性

施術録の整備につきましては、受領委任に係る施術に関する施術録をその他の施術録と区別して作成し、必要な事項を記載した上で、施術録が完結した日から5年間保管することが義務付けられております。なお自由診療と保険診療とは別々の施術録にすること。施術録は保険者から施術内容について紹介等があった場合は直ちにこたえられるよう常時整備しておいてください。患者、保険者、裁判所などから情報の提供や開示を求められる場合もあります。開示を拒否しても法律において施術録は患者のものであり、施術者を預かっていると解釈されます。施術は常に誰がみても読めること。また、理解できるようにする。記録者本人しか理解できないような内容では開示してもただの暗号文になってしまいます。したがって誰が書いたのか分かるようにする。施術録の作成にあたっては資料を参照の上、客観的に第三者が見ても分かるよう施術録の内容及び経過等を明確に記載して下さい。表面は負傷の原因、初検症状及び処置等を詳細に記載すること。裏面については経過、各月の請求・一部負担金等記載しておくことに細心の留意をお願いいたします。

**※療養費取扱いについて指導対象となった全ての会員が、施術録が不備又は記録が一切ない会員も数件見られております。**

### \*事務連絡\*

・支給申請書提出(県内社保・県内国保・高齢者等)受付締め切り日:令和2年9月7日(月)17:00必着

### ・コロナ感染症に関する医療について(症状がある場合の相談)

発熱などのかぜ症状がある場合は、仕事を休んでいただき、外出は控えてください。休んでいただくことはご本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。帰国者・接触者相談センター等にご相談いただく際の目安として、少なくとも以下の条件に当てはまる方は、すぐにご相談ください。

☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

☆重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。

※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方。

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

ご相談は、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」(地域により名称が異なることがあります。)や、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もありますので、ご活用ください。